

## 葛尾村移住生活体験住宅使用申請書

年 月 日

葛尾村長 様

申込者氏名 ㊟

（本人自署の場合は押印不要）

葛尾村への移住検討を目的として、葛尾村移住生活体験住宅を使用したいので、葛尾村移住生活体験住宅設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

区分	フリガナ氏名	申込者との関係	性別	生年月日	年齢	勤務先
申込者		本人				
申込者の家族						
住所	〒					
電話番号	(自宅)			(携帯)		
メールアドレス						
利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで （注）2泊以上30泊以内で記入してください。（同一年度内）					
村内で活動したい内容				使用料金 <small>※運営記入欄のため、記入不要</small>	円	

- 備考
- 1 運転免許証または保険証その他本人確認書類の写しを添付すること。
  - 2 事前アンケート、その他村から指定のあった書類を添付すること。
  - 3 使用するにあたり裏面の注意事項を熟読すること。
  - 4 本申請書は、使用開始日の3週間前までに提出すること。

(裏面)

## 使用にあたっての注意事項

### 葛尾村移住生活体験住宅設置及び管理に関する条例（抜粋）

#### （使用の許可）

第3条 体験住宅を使用する者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

2 体験住宅を使用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 葛尾村に住民登録を行っていない者
- (2) 葛尾村への移住定住を検討している者、又は葛尾村との交流・関係人口の創出が見込まれる者
- (3) 体験住宅及びその敷地内の維持管理を適切に実施できる者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他の反社会的団体に属する者でない者
- (5) その他、村長が特別な理由があると認めた者

### 葛尾村移住生活体験住宅設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

#### （遵守事項）

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない、

- (1) 留守時及び就寝時における施錠その他の住宅の管理を善良な管理者の注意をもって行うとともに、住宅の鍵を紛失したときは、速やかに村長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱い、水道の凍結等に注意するとともに、備付けの家具、電化製品等を適切に取り扱うこと。
- (3) 住宅の周囲の除草、除雪その他の住環境の整備を適宜行い、住宅の敷地内を適切に管理すること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) その他村長が行う体験住宅の使用に関する指示に従うこと。

#### （禁止又は制限行為）

第7条 使用者は、体験住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をすること。
- (2) 興行、展示会その他これらに類する催しを行うこと。
- (3) 文書、図書その他の印刷物を貼付し、又は配布すること。
- (4) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為をすること。
- (5) 犬、猫その他の動物を飼育し、又は持ち込むこと。
- (6) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 犯罪行為その他の警察の介入を生じさせる不法行為をすること。
- (8) 住宅の全部又は一部を転貸し、又は住宅の使用に係る権利の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供すること。
- (9) その他住宅の使用にふさわしくない行為をすること。

#### （一時使用契約の解除）

第8条 村長は、申請書の内容に偽りがあったと認められるとき又は第6条及び第7条の規定に違反する行為があったと認められるときは、一時使用契約を解除することができる。

2 前項の規定により一時使用契約を解除した場合は、賃借料を還付しない。

#### （明渡し）

第9条 使用者は、使用期間が満了したとき又は前条の規定により一時使用契約が解除されたときは直ちに住宅を明け渡すとともに、住宅の鍵を返却しなければならない。この場合において、使用者は、一時使用契約の解除に伴い明渡しをするときは、明渡日を事前に村長に通知しなければならない。

2 使用者は、前項の規定により住宅を明け渡すときは、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、住宅家具、電化製品等を原状回復しなければならない。